

志摩市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、志摩市広告掲載要綱(平成18年志摩市告示第94)第3条第2項の規定に基づき、広告媒体への広告を掲載する基準として、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反しないもので、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。また、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業等と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 本市の市税等の滞納がある事業者

(掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のアからケまでのいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼうし、中傷し又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告で、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) その他、広告媒体に掲載する広告として、不適当であると市長が認めるもの
(市のホームページに関する基準)
- 第6条 市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても、この基準を適用する。
(広告表示内容に関する個別の基準)
- 第7条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課が判断した上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は、訂正・削除等に応じなければならない。
- 2 この基準に定めるほか、行政目的に支障がある等の理由により、広告に表示できない内容については、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年10月2日から施行する。